

第五次北本市総合振興計画前期基本計画（案）の
概要に関する市民説明会

次 第

日時 平成 27 年 11 月 23 日(月)
・ 午前の部 10 : 00 ~ 12 : 00
・ 午後の部 14 : 00 ~ 16 : 00
会場 文化センター第 1 ・ 2 会議室

1 開 会

2 市長あいさつ

3 進行についての説明

4 第五次北本市総合振興計画前期基本計画（案）の概要について

5 質疑応答

6 閉 会

○進行について

- 1 限られた時間内に多くの皆様の意見を聞かせていただくため、発言は簡潔にお願いいたします。
- 2 発言や質問は、1回に一つでお願いします。
- 3 再質問は、一人1回のみでお願いします。
- 4 発言や質問を希望の際は挙手していただき、発言の前にはお名前をお願いします。
- 5 説明会の内容は録音し、意見の概要と市からの回答をホームページ等で公開します。
- 6 途中の休憩はありませんので、必要により出入りいただいてけっこうです。

第五次北本市総合振興計画前期基本計画（案）の
概要に関する市民説明会資料

平成27年11月23日
北本市政策推進課

1 第五次北本市総合振興計画策定の背景

北本市では、昭和54年に北本市総合振興計画を策定して以来、4次にわたって総合振興計画を策定してきた。

平成23年8月の地方自治法改正により、基本構想の策定の義務づけが廃止されたところであるが、本市においては、平成22年4月施行の自治基本条例において、「総合的かつ計画的な市政運営を図るための基本構想及びこれを実現する計画」を策定すべきこと、この計画に基づき市政運営を行うことを規定した。さらに、平成24年4月には、基本構想を議会の議決事件と定める条例を施行し、地方自治法に規定されていた基本構想に係る条文の趣旨を引き継いで実施していくこととしている。

2 第五次北本市総合振興計画策定経過概要

(1) 地方自治研究機構との共同調査研究（平成26年度）

- ・「将来的な人口減少に対応したまちづくりのための調査研究」
- ・調査研究内で、将来人口推計を実施。

(2) 市民意識調査（平成26年9月）【市民参画推進条例第7条第1項第4号】

- ・前回同様の設問に加え、人口減少を受けて必要と考える施策について質問。
- ・基礎調査報告書に結果を掲載（(3)～(5)についても同様）。

(3) 社会指標調査（平成27年1月）

- ・10分野69指標について近隣及び類似団体と比較し、本市の弱み強みを検証。

(4) 市民ワークショップ（平成27年2月）【市民参画推進条例第7条第1項第2号】

- ・延べ113人の市民に参加いただき、2回実施。

(5) 第四次総合振興計画振り返り（平成27年2月）

- ・現行計画について、各課で進捗状況や今後の課題等を整理。
- ・振り返り作業に当たり、策定の方向性や基礎調査の結果を共有するため、職員説明会を実施。

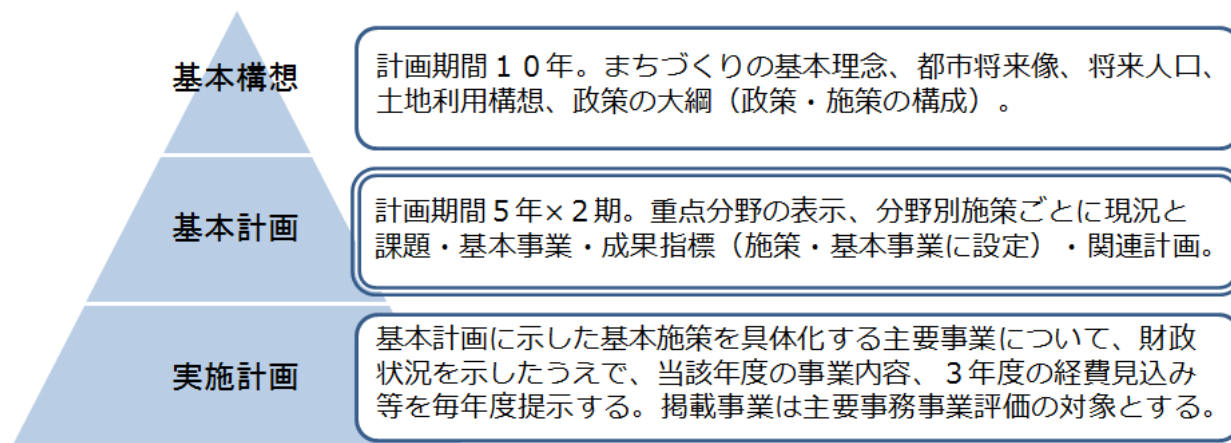
(6) 庁内ワーキンググループ（平成26年10月～）

- ・土地利用構想検討ワーキンググループ
土地利用構想について検討。
- ・人口減少問題ワーキンググループ
北本市における人口の推移、人口減少の要因等について検討。
- ・策定ワーキンググループ
市民ワークショップのグループ討議の進行役として参加。
将来都市像、基本理念、政策の大綱について検討。

- (7) 策定委員会（平成26年度～）
 - ・ これまでに14回開催。
 - ・ 策定全般について検討し、委員会としての決定事項を市長に報告。
- (8) 成果指標の検討に係る職員説明会（平成27年6月）
 - ・ 成果指標設定の必要性等について、職員説明会を実施。
- (9) 総合振興計画審議会（平成27年8月～）【市民参画推進条例第7条第1項第1号】
 - ・ 執行機関の附属機関に関する条例に基づき設置するもので、市長の諮問に応じ、総合振興計画の策定に関する事項について調査審議することを職務とする。
 - ・ これまで4回開催。基本構想（案）に対する答申をいただき、基本計画（案）についての諮問を行ったところ。

3 第五次北本市総合振興計画の構成と期間

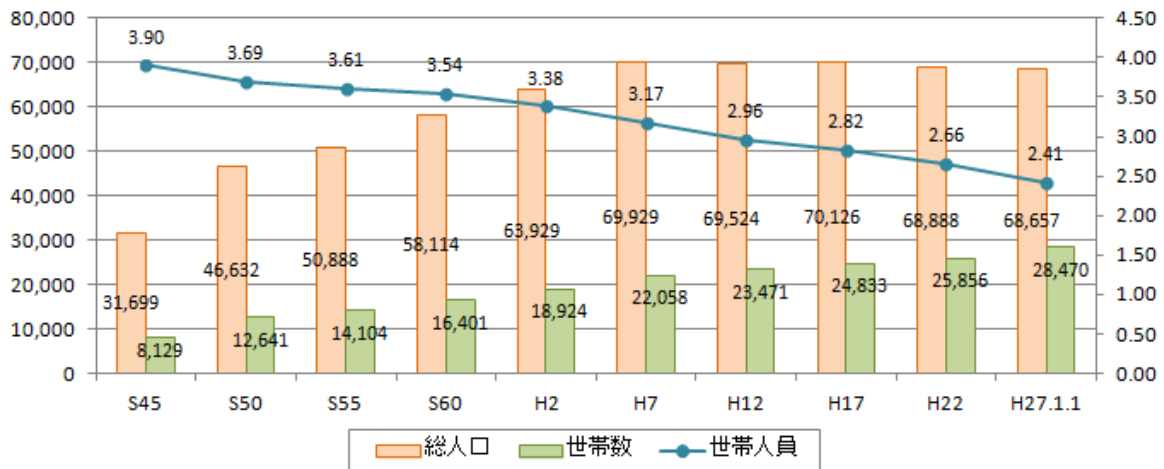
		期間（年度）									
		28	29	30	31	32	33	34	35	36	37
基本構想	総合的かつ計画的な行政運営を図るため、長期的な視点でまちづくりの方向性を定めるもの										
		10年									
基本計画	基本構想において定められた将来都市像等を実現するため、必要な施策を具体化するもの										
		5年					5年				
実施計画	基本計画に示した施策を具体化する主要事業について財政状況を踏まえて提示するもの										
		3年			3年			3年			



4 北本市の現状

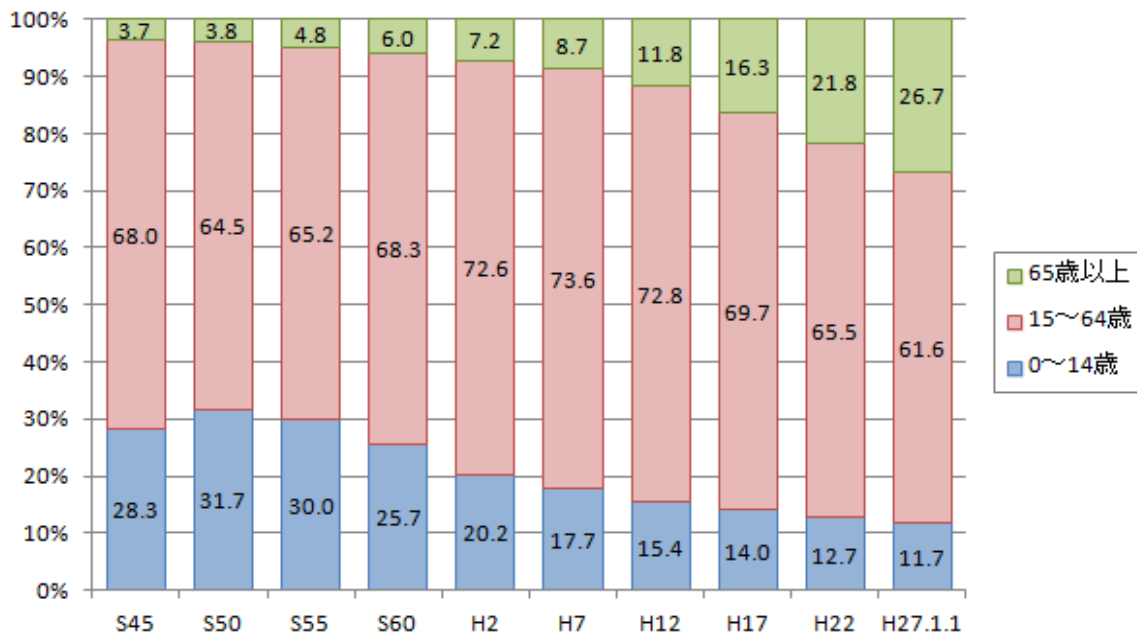
(1) 人口の動向

ア 人口・世帯数の推移



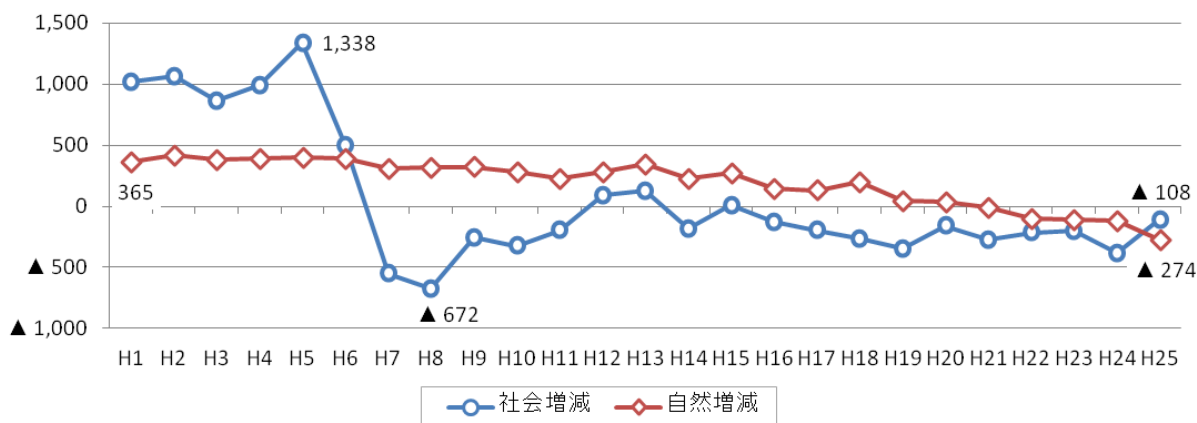
出所：国勢調整（S45～H22）、住民基本台帳（H27.1.1）

イ 年齢3区分別人口構成比の推移



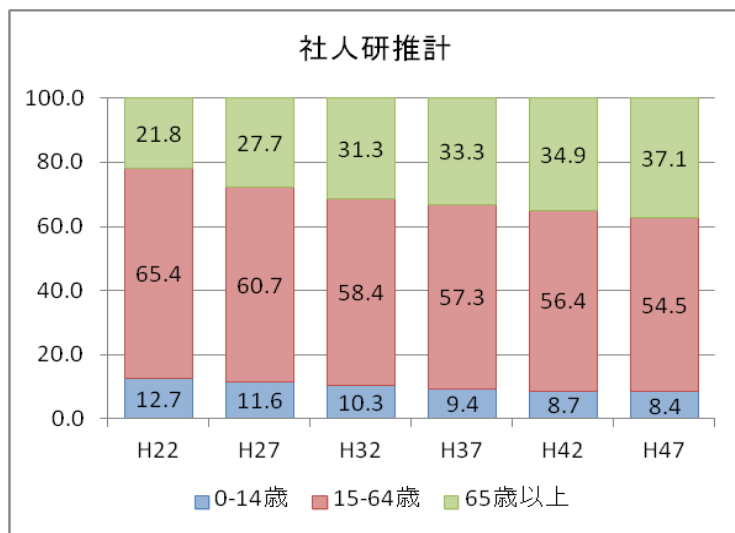
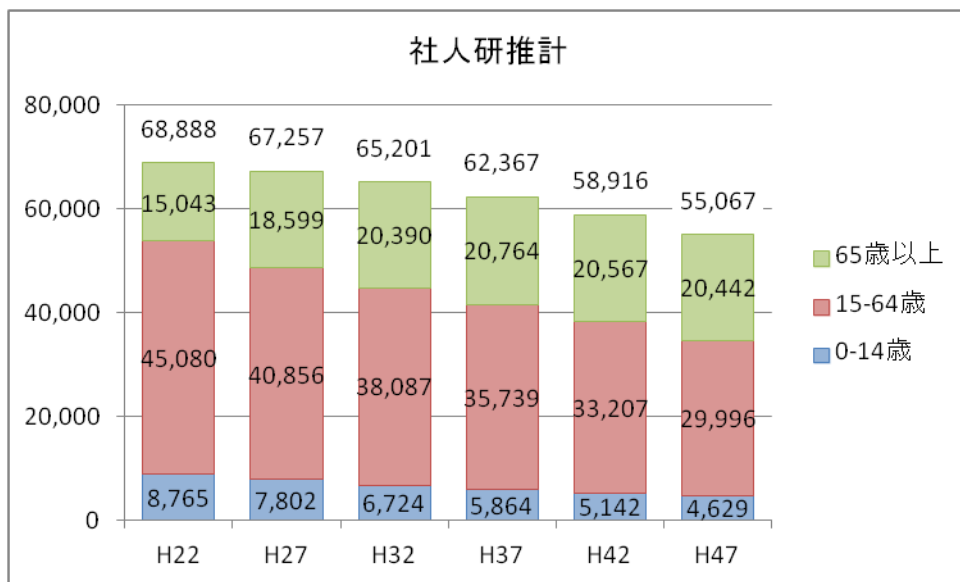
出所：国勢調整（S45～H22）、住民基本台帳（H27.1.1）

ウ 社会増減・自然増減の推移



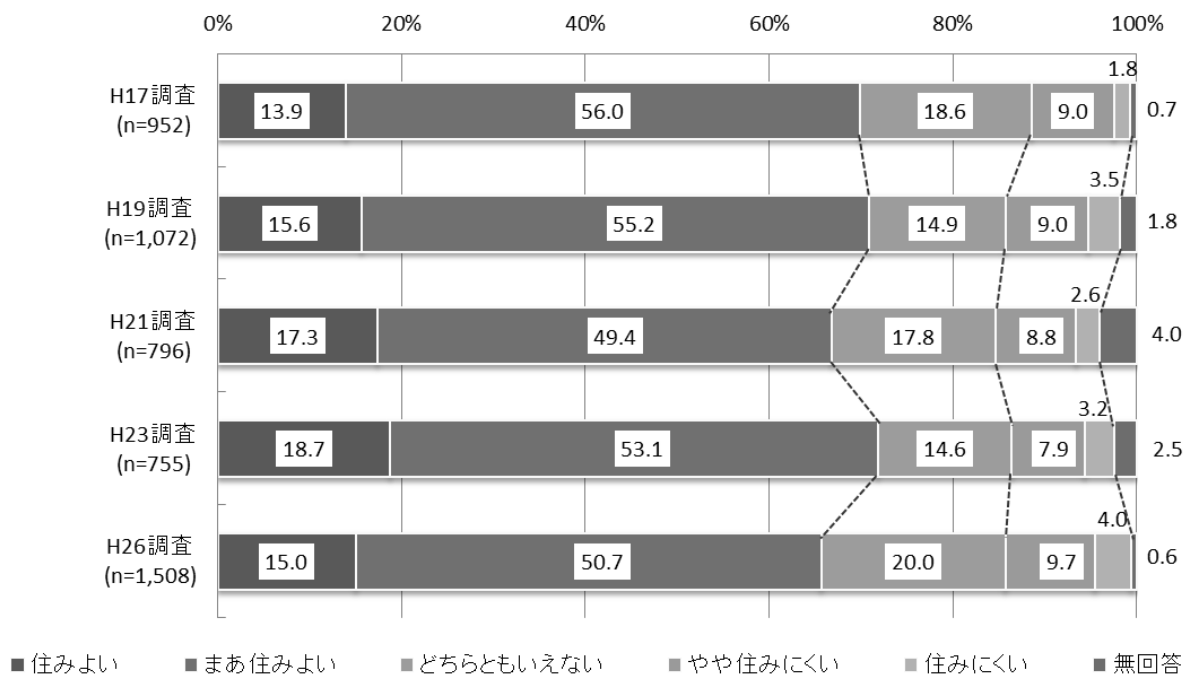
出所：北本市の統計、市民課資料

(2) 国立社会保障・人口問題研究所（社人研）による人口推計

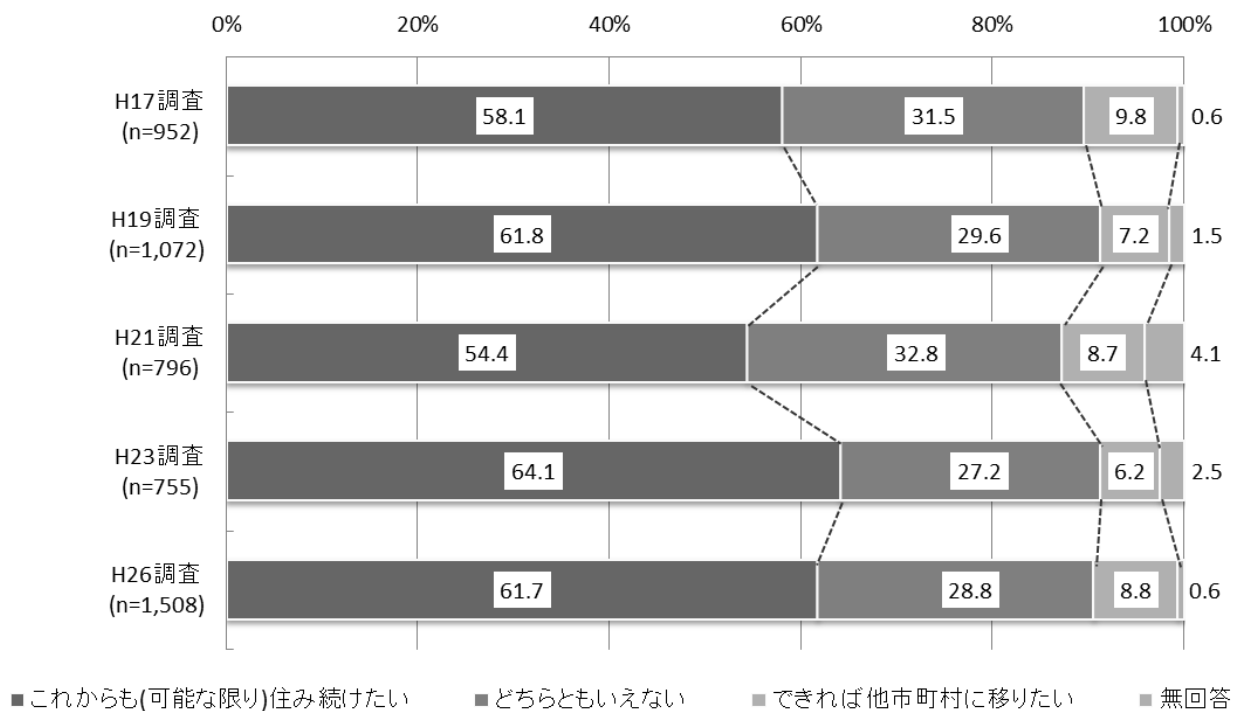


(3) 市民意向（市民意識調査から）

ア 住みよさ



イ 定住意識



ウ 北本市の今後の人口動向（人口推計の結果を提示した上での質問）

さいたま市や都心部等への人口流出が加速し、もっと早く人口減少が進むと思われる	15.6%
おおむね人口推計どおりになるとと思われる	34.4%
人口は減少傾向になるが、もう少しゆるやかに減っていくと思われる	26.7%
北本市近隣の方の転入等も考えられ、大きくは減らないと思われる	9.4%
北本市には発展・活性化の余地があり、人口の維持・増加の可能性はある	6.8%
無回答	7.1%

エ 北本市の今後の人口動向への対応（複数回答上位15項目）

出産・子育て支援の充実	57.8%
高齢者福祉サービスの充実	40.9%
地域の医療体制の充実	37.0%
工場や企業等の誘致による雇用創出	34.4%
バス等の公共交通の充実	32.4%
学校教育の環境や内容の充実	26.9%
こども医療・母子保健の充実	24.5%
大規模商業施設の誘致	19.6%
防災・防犯対策の充実	17.2%
転入を促進する補助制度（家賃補助、住宅購入支援等）の充実	15.1%
健康づくりの充実	14.1%
道路・公園の充実	14.1%
環境にやさしいまちづくりの推進	12.7%
行政改革の推進による財政の健全性の確保	12.3%
人口規模に合わせた公共施設の再編・統廃合	11.6%

オ 38施策の重要度・満足度

◆満足度の上位・下位5項目

上位5項目(満足度が高い施策)

	施策名	点数
1位	文化・スポーツ活動の推進	3.22点
2位	公園・緑地の整備	3.20点
3位	生涯学習の推進	3.17点
4位	資源循環型の環境にやさしいまちづくり	3.16点
5位	防災・消防の充実	3.13点

.....施策満足度平均点 2.96点.....

下位5項目(満足度が低い施策)

	施策名	点数
34位	工業の振興と新たな企業の誘致	2.77点
35位	就労対策	2.74点
36位	バランスある土地利用の推進	2.72点
37位	商業・サービス業の振興	2.68点
38位	道路・交通体系の整備	2.65点

◆重要度の上位・下位5項目

上位5項目(重要度が高い施策)

	施策名	点数
1位	保健・医療の充実	3.84点
2位	資源循環型の環境にやさしいまちづくり	3.83点
3位	防災・消防の充実	3.82点
4位	防犯・交通安全の推進	3.82点
5位	高齢者福祉の充実	3.80点

.....施策重要度平均点 3.50点.....

下位5項目(重要度が低い施策)

	施策名	点数
34位	広域行政の推進	3.29点
35位	生涯学習の推進	3.29点
36位	地域福祉の推進	3.28点
37位	文化財の保護・活用	3.22点
38位	国際化への対応	3.04点

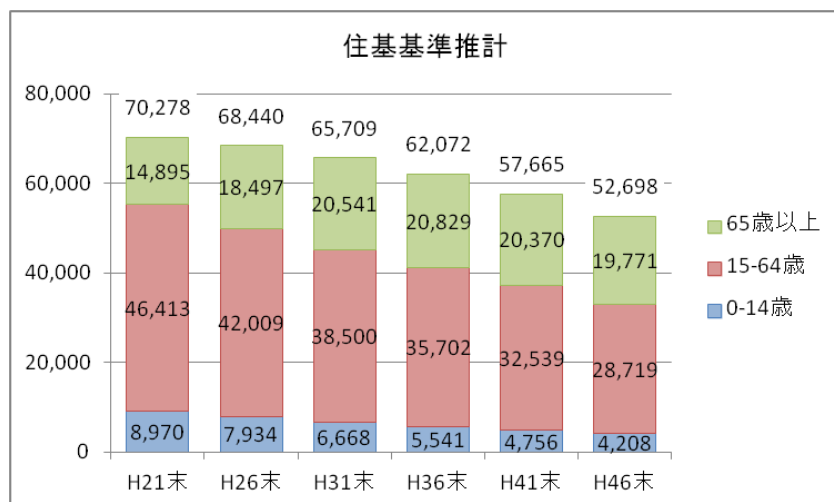
※満足度が低く重要度が高い施策群には、4施策が該当

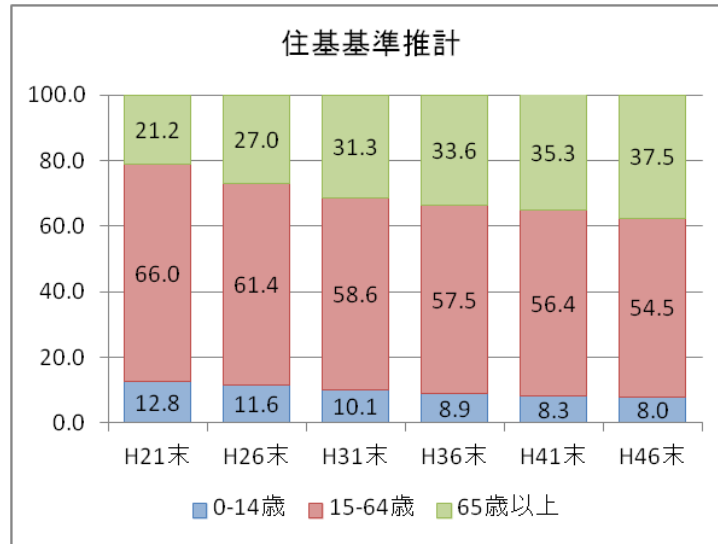
- ・「道路・公共交通体系の整備」(満足度：最下位 重要度：8位)
- ・「豊かな住環境と都市景観の形成」(満足度：29位 重要度：11位)
- ・「高齢者福祉の充実」(満足度：25位 重要度：5位)
- ・「社会保障制度の充実」(満足度：24位 重要度：6位)

5 将来人口の推計と人口の変化による影響

(1) 将来人口の推計

平成26年度末の住民基本台帳人口を基準として、国立社会保障・人口問題研究所が推計した平成22年から平成27年までの間の生残率の仮定値、平成21年度末人口と26年度末人口の比較により算出した移動率、平成24年から26年までの出生率を平均した出生率を設定し、埼玉県総務部統計課が公表している「市町村別将来人口推計ツール」を基本的に使用して将来人口の推計を行った。





(2) 人口の変化による影響

人口の減少及び年齢構成の変化が市民生活や市政運営に及ぼす影響として、以下のようなことが懸念される。

ア 産業や経済の担い手の減少

現状の出生率・移動率を使用した推計では、平成26年度末と平成36年度末の10年間で比較すると、75歳以上の人口が4,500人以上増加するのに対し、生産年齢人口が6,300人減少する。その後の10年間では老年人口も若干の減少に転じるが、生産年齢人口はさらに7,000人減少することとなる。

団塊の世代が既に65歳以上となり、今後、医療や介護サービスを必要とする人が急増することが見込まれるため、その担い手の確保が課題となるが、生産年齢人口の減少により大幅な人材不足が生じることが懸念される。

医療や介護サービス以外の分野でも、各種産業の後継者不足・人手不足と市内経済を支える消費者の減少により、市内の産業・経済が停滞することが懸念される。

イ 地域の活力（活動を生み出す力）の低下

現状の出生率・移動率を使用した推計では、平成26年度末と平成36年度末の10年間で比較すると、老年人口が2,300人増加するのに対し、年少人口が2,400人減少し、総人口としては9.3%、6,400人の減少となる。その後の10年間ではさらに減少率が上がり、総人口で15.1%、9,400人の減少となる。

現在でも既に、高齢化と参加率の低下により地域活動の継続が危ぶまれる状況である。今後、今以上に少子高齢化と総人口の減少傾向が

続くと、地域活動の停滞と隣近の人間関係の希薄化が負の相乗効果を生み、地域の活力や福祉・防災・防犯等の共助の機能の低下が生じることが懸念される。

ウ 公共施設等の維持・更新への対応

人口増加に合わせて整備してきた公共施設及びインフラ施設について、維持管理・更新への対応が必要となっている。未対応の施設については計画的に改修や建替えの対応が必要であり、対応が完了している施設は今後地方債の償還が発生する。

平成25年度末を基準とする更新費用の試算では、現在の床面積を維持するためには今後40年の間、1年当たり25.4億円の整備費用が必要となっている。直近10年の施設整備額の平均は13.3億円であり、約2倍の費用を支出し続ける必要があるという推計結果となった。

人口の減少と年齢構成の変化により、今後必要な床面積が変動する可能性が高く、人口動向を踏まえた公共施設の再編を検討する必要がある。

エ 財政状況への影響

生産年齢人口の減少により、個人市民税は減少することが見込まれる。一方で、高齢者の増加により社会保障関係経費は増加することが見込まれる。後期高齢者医療、国民健康保険及び介護保険の財政運営が厳しくなれば、保険料の上昇による市民負担の増大や、税収が減少する中での一般会計からの負担増が必要になる。

今後、小・中学校の耐震化及び大規模改修並びに市庁舎の建替えに伴う、地方債償還額が急増するとともに、公共施設等の更新を実施した場合は地方債償還が発生するため、公債費は現在と比較して毎年度数億円規模を上乗せした予算額の確保が必要となる。また、公共施設の更新を行っていくと、後年度まで公債費が高い水準で推移することが見込まれる。

6 第五次北本市総合振興計画基本構想（案）・・・別添1

※平成27年第4回北本市議会定例会議案第65号

7 第五次北本市総合振興計画前期基本計画（案）概要・・・別添2

※平成27年第4回北本市議会定例会議案第65号参考資料

第五次北本市総合振興計画基本構想（案）

1 目的と期間

第五次北本市総合振興計画基本構想は、北本市自治基本条例の規定に基づき、総合的かつ計画的に市政を運営するために、まちづくりの方向性を明らかにする指針として定めるものです。

基本構想の期間は、平成28（2016）年度から平成37（2025）年度までの10年間とします。

2 基本理念と将来都市像

(1) 基本理念

北本市自治基本条例では、「誰もが安心して生活できる個性豊かな自立したまちをみんなの力で築く」ことをめざしています。その趣旨を踏まえ、北本市のまちづくりを行う上での基本的な考え方として、次のとおり、まちづくりの基本理念を定めます。

「市民が主役のまちづくり」

(2) 将来都市像

北本市がめざすまちの姿として、次のとおり、将来都市像を定めます。

「緑にかこまれた健康な文化都市
～市民一人ひとりが輝くまち 北本～」

3 将来人口

(1) 将来人口の想定

本市では、平成17年をピークに人口減少傾向に転じています。出生率が伸び悩み、社会減が続いている近年の状況を考慮すると、今後も減少傾向が続くことが予想されます。直近の人口移動状況を反映した将来推計をもとに、基本構想の最終年度である平成37年度末の人口を63,000人と想定します。

(2) 人口の変化を捉えたまちづくり

人口減少とともに少子高齢化も進行しており、高齢者の増加と生産年齢人口及び年少人口の減少が続くことが想定されます。そのため、総人口の減少だけでなく、年齢構成の変化を見据えて、行政サービスや財政運営の見直しを進める必要があります。また、昭和40年代から50年代までの人

口増加期に集中的な人口流入があった地区では高齢化が急速に進んでいるため、地域ごとの実態を踏まえてこれからのまちづくりに取り組む必要があります。

4 土地利用構想

(1) 土地利用の基本的な考え方

ア 自然環境と生活環境の調和

自然的、歴史的、社会的特性を踏まえ、自然環境と生活環境の調和の取れた計画的な土地利用を推進します。

イ 誰もがいつまでも暮らしやすいまちづくり

日常生活の利便性や快適性を向上させるとともに、環境や人にやさしいまちづくり、世代を問わず誰もが安心・安全に暮らせるまちづくりを進めるため、都市機能の効率化を推進します。

ウ 道路整備効果の活用

首都圏中央連絡自動車道や上尾バイパス等の整備効果を有効に活用するため、新たな土地利用を推進します。

エ 都市軸を中心としたまちづくり

環境保全・交流ゾーンから行政・文化拠点及び北本駅を経て健康・スポーツ拠点までを結ぶ「東西軸」と、中山道や北本中央緑地によって形成される「南北軸」の二つをにぎわい・交流の中心となる都市軸として位置付け、活力を創出します。

(2) 区分別の土地利用の方向性

ア 住宅エリア

快適でゆとりある住環境の形成を推進します。

イ 農地エリア

優良農地の保全や観光農業等の推進を図り、適正な土地利用に努めます。

ウ 工業エリア・工業ゾーン

既存の工業地を維持するとともに、交通利便性の向上を見込み、工業導入促進のための条件整備を進めます。

エ 商業・業務ゾーン

北本駅周辺地域について、環境や都市景観に配慮しながら、都市空間の有効活用などにぎわいづくりを促進します。また、南部地域の商業施設が集中している区域について、より効果的ににぎわいが高められるよう条件整備を進めます。

オ 環境保全・交流ゾーン

北本自然観察公園、高尾さくら公園、荒川等の豊かな自然環境や歴史的

資産等を活用し、市民と来訪者の憩い・交流の場として環境整備に努めます。

カ 複合的開発ゾーン

交通利便性の向上を見込み、研究・福祉・文化機能の充実並びに周辺地域の発展及び活性化に寄与する核となる産業施設の誘導を図るとともに、周辺の農地や住宅地との調和を図ります。

キ 沿道サービスゾーン

国道17号及び南大通線については、沿道サービス施設の誘導を図ります。また、事業化された上尾バイパスについては、道路整備の進捗に応じて、沿道サービス施設の誘導を図ります。

ク 土地利用誘導ゾーン

市街化調整区域内で市街化の進行がみられる区域であり、農・商・住等のバランスの取れた土地利用を誘導します。

ケ 公園・緑地

景観、健康づくり、レクリエーション、防災、市民交流等多面的な利用の場としての環境整備を推進します。

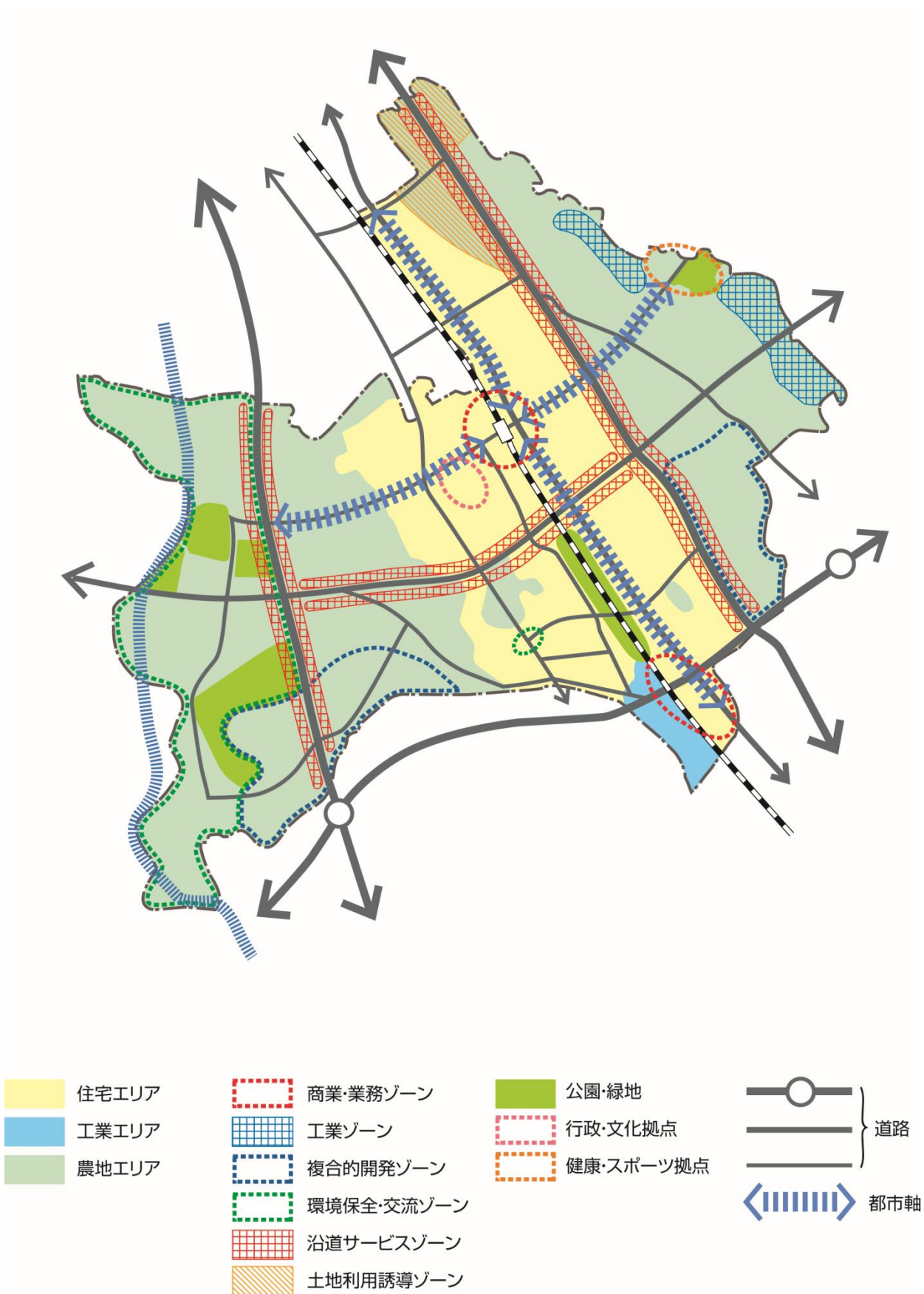
コ 行政・文化拠点

市役所、児童館及び文化センターについて、市民の交流や防災の拠点とします。

サ 健康・スポーツ拠点

体育センター及び北本総合公園について、市民のスポーツ・レクリエーション、健康づくりの拠点とします。

(3) 土地利用構想図



5 政策の大綱

(1) 政策1 子どもの成長を支えるまち

ア 基本方針

子どもの健やかな成長は、明るい未来につながります。子育てする人を支援するとともに、子どもたちが地域の中でのびのびと育つ環境を整えることにより、子どもたちの大きな成長を支えるまちをめざします。

イ 施策

1-1 子育て支援の充実

1-2 母子保健と子どもに関する医療の充実

1-3 支援を必要とする子ども・家庭へのきめ細かな取組

1-4 学校・家庭・地域の連携による教育の推進

1-5 学校教育の充実

(2) 政策2 健康でいきいきと暮らせるまち

ア 基本方針

健康づくりや生きがいづくりの施策を推進するとともに、暮らしの安心を支える保健・医療の充実や社会保障制度の適正な運営に努め、誰もがいきいきと暮らせるまちをめざします。

イ 施策

2-1 地域福祉の推進

2-2 保健・医療の充実

2-3 高齢者福祉の充実

2-4 障がい者福祉の充実

2-5 社会保障制度の適正な運営

2-6 生涯学習の推進

2-7 スポーツ活動の推進

(3) 政策3 みんなが参加し育てるまち

ア 基本方針

市民が自らの責任において主体的にまちづくりに参加することを促し、市民と行政の協働によるまちづくりを推進するとともに、市民が互いに連携して共に支え合う地域活動を支援し、市民みんなでまちを育てていくことをめざします。

イ 施策

3-1 市民参画と協働の充実

3-2 暮らしを支える地域活動の支援

3-3 平和と人権の尊重

(4) 政策4 快適で安心・安全なまち

ア 基本方針

美しい自然を守りながら、住環境や都市基盤の整備・維持管理を推進するとともに、防犯・防災の取組を充実させ、快適で安心・安全に暮らせるまちをめざします。

イ 施策

- 4-1 豊かな住環境の整備
- 4-2 バランスのある土地利用の推進
- 4-3 環境にやさしいまちづくり
- 4-4 道路、上・下水道、河川の整備
- 4-5 防犯・交通・消費者対策の強化
- 4-6 消防・防災の充実

(5) 政策5 活力あふれるまち

ア 基本方針

各種産業の振興を総合的に推進するとともに、さまざまな地域資源を活用し、活力あるまちをめざします。

イ 施策

- 5-1 農業・商業・工業の振興
- 5-2 文化財の活用・保護
- 5-3 就労対策の充実

(6) 政策6 健全で開かれたまち

ア 基本方針

市政の透明性の確保と市民の意見を「聴く」市政の実現をめざすとともに、適正に事務を執行し、限られた資源を有効に活用する効率的な行財政運営を推進します。

イ 施策

- 6-1 市民との情報共有
- 6-2 適正な事務の執行
- 6-3 効果的かつ効率的な行財政運営の推進

第五次北本市総合振興計画前期基本計画（案）概要

政策	施策番号	施策名称	基本事業番号	基本事業名称	主な取組
1 子どもの成長を支えるまち	1-1	子育て支援の充実	1-1-1	保育サービスの充実【重点】	公立保育所の建替え、民間保育園の助成、特別保育（延長保育・病後児保育等）
			1-1-2	子どもの居場所づくり【重点】	学童保育室の建替え、地域子育て支援拠点の運営、放課後子ども教室
			1-1-3	子育て不安の解消【重点】	家庭児童相談室、子どもの発達に関する相談
			1-1-4	子育ての経済的負担の軽減【重点】	多子世帯への補助、各種手当の支給
	1-2	母子保健と子どもに関する医療の充実	1-2-1	妊娠・出産に関する保健・医療の充実【重点】	不妊治療費の助成、妊婦健康診査、マタニティセミナーの充実
			1-2-2	子どもに関する医療体制の充実【重点】	小児初期・小児二次救急医療の実施
			1-2-3	子どもに関する保健の充実【重点】	任意予防接種費用の助成、乳幼児健康診査、定期予防接種
	1-3	支援を必要とする子ども・家庭へのきめ細かな取組	1-3-1	障がい児福祉サービスの充実	障害児保育、障害児学童保育、発達障がい児への早期支援、障害児相談の充実
			1-3-2	要配慮家庭への支援の充実	要保護児童等への支援、虐待防止対策
	1-4	学校・家庭・地域の連携による教育の推進	1-4-1	家庭の教育力の向上	家庭教育学級、子育て講座
			1-4-2	保護者の学校活動への参加	P T A活動の支援
			1-4-3	子どもの読書習慣の向上	こども図書館の運営、学校図書館の運営
			1-4-4	地域の教育力の向上	学校応援団の推進
			1-4-5	青少年健全育成の推進	青少年育成市民会議、青少年指導委員巡回指導
	1-5	学校教育の充実	1-5-1	教育環境の整備	教育機器の更新
			1-5-2	教育内容・方法の充実【重点】	学校4・3・2制の研究、英語教育の推進、学力向上・生徒指導対策の推進、人権教育の推進
			1-5-3	体力づくりの推進	体力向上に係る研究及び実践の推進、部活動の活性化
			1-5-4	健康教育の充実	小学校給食室の建替え、小・中学校健康診断
			1-5-5	子どもの安全確保	安全教育の推進
			1-5-6	特別支援教育の充実【重点】	特別な教育的ニーズに応じた教育の推進、特別支援教育支援員の配置
			1-5-7	教育相談の推進	スクールソーシャルワーカーの配置、さわやか相談室

政策	施策番号	施策名称	基本事業番号	基本事業名称	主な取組
2 健康でいきいきと暮らせるまち	2-1	地域福祉の推進	2-1-1	福祉意識の醸成	社会福祉協議会への支援
			2-1-2	福祉に関わる人材・組織の育成	ボランティア団体への支援、手話通訳者養成
			2-1-3	地域で見守りあう仕組みづくり	災害時要援護者支援体制の確立
			2-1-4	相談体制の充実	結婚を希望する若者への支援、民生委員・児童委員活動の支援
	2-2	保健・医療の充実	2-2-1	生活習慣の改善【重点】	健康づくり事業の拡充、各種保健事業の実施
			2-2-2	疾病の予防・早期発見	任意予防接種費用の助成、北本市国民健康保険特定健康診査・特定保健指導、がん検診、定期予防接種
			2-2-3	地域医療の充実	「かかりつけ医」を持つことの普及
	2-3	高齢者福祉の充実	2-3-1	生きがいと社会参加の促進	シルバー人材センターの支援、老人クラブ活動の支援
			2-3-2	介護予防の推進【重点】	介護予防・日常生活支援の総合的な推進、各種教室・講座等の開催
			2-3-3	日常生活の支援の推進	包括的支援事業の推進（在宅医療・介護連携推進、認知症施策推進、生活支援サービス体制整備）
	2-4	障がい者福祉の充実	2-4-1	自立支援の推進	障害福祉サービス事業所の運営・助成、障害者総合支援法に基づく自立支援給付の支給
			2-4-2	地域生活支援事業の充実	地域生活支援事業の推進、地域活動支援センターの支援
			2-4-3	障がい者の就労支援	障がい者就労支援センターの運営
	2-5	社会保障制度の適正な運営	2-5-1	生活困窮者への自立支援	就労支援プログラムの実施、職業訓練支援員の配置
			2-5-2	国民健康保険制度の適正な運営	データヘルス計画策定、特定健康診査・特定保健指導、現年課税の納期内納付の推進
			2-5-3	後期高齢者医療の適正な運営	ジェネリック医薬品の利用促進、現年課税の納期内納付の推進
			2-5-4	介護保険制度の適正な運営	第7期介護保険事業計画策定、要介護認定の実施、現年課税の納期内納付の推進
	2-6	生涯学習の推進	2-6-1	学習機会の充実	生涯学習活動の情報発信、各種講座の開催
			2-6-2	生涯学習施設の適切な管理と利用促進	社会教育施設の管理運営
			2-6-3	芸術・文化事業の推進	市民文芸誌の発行、市民文化祭の開催
	2-7	スポーツ活動の推進	2-7-1	スポーツ機会の充実	各種スポーツ大会の開催、地域スポーツの普及推進、スポーツ関係団体への補助
			2-7-2	スポーツ施設の適切な管理と利用促進	野球場の改修、体育センターの管理運営、学校体育施設開放の拡充

政策	施策番号	施策名称	基本事業番号	基本事業名称	主な取組	
3 育 み ん な が 参 加 し ま す	3-1	市民参画と協働の充実	3-1-1	市民参画の推進	市民参画手続の実施	
			3-1-2	協働の推進	協働事業提案制度	
	3-2	暮らしを支える地域活動の支援	3-2-1	地域活動の推進	自治会・コミュニティへの支援	
			3-2-2	自治会集会所施設の整備促進	自治会集会所施設整備費の補助	
	3-3	平和と人権の尊重	3-3-1	平和啓発の推進	平和を考える集いの実施	
			3-3-2	人権意識の高揚	人権を守る市民の集い、各種講座・研修の実施、啓発紙の発行	
			3-3-3	男女共同参画の推進	きたもと男女共生塾、啓発紙の発行、第五次北本市男女行動計画策定	
	4 快 適 で 安 心 ・ 安 全 な ま ち	4-1	豊かな住環境の整備	4-1-1	公園の整備と緑地の保全	公園の整備・維持補修、公園施設の巡回管理
				4-1-2	良好な住環境及び景観の誘導【重点】	近居・同居・移住支援（新築・リフォーム補助）、隣地買い増し支援、中古住宅流通・活用促進、駅から徒歩圏内の用途地域見直し、開発行為等に対する指導
4-1-3				安全で環境負荷の少ない住宅への支援	住宅耐震化の促進、省エネ住宅の認定	
4-1-4				市営住宅の整備	市営山中住宅大規模改修、市営住宅の維持管理	
4-1-5				鉄道輸送力の増強	高崎線輸送力増強推進協議会への参加、要望活動	
4-1-6				市内公共交通の確保	デマンドバス、路線バスの運行支援	
4-2		バランスのある土地利用の推進	4-2-1	土地区画整理事業の推進	事業計画の変更、家屋移転補償、街路築造工事	
			4-2-2	優良農地の保全	農地の利用集積	
			4-2-3	商業・業務地等の整備【重点】	商業・業務地の集積、空き店舗対策	
			4-2-4	沿道型商業施設の誘導	上尾道路沿道への商業施設の誘致	
4-3		環境にやさしいまちづくり	4-3-1	地球温暖化対策の推進	省エネ対策の促進	
			4-3-2	3Rの推進	新ごみ処理施設の建設、資源回収の推進	
			4-3-3	環境衛生の推進	環境状況の調査・監視	
			4-3-4	浄化槽放流水の水質改善	浄化槽の適正管理、合併処理浄化槽の設置促進	
4-4		道路、上・下水道、河川の整備	4-4-1	生活道路の整備充実【重点】	道路新設改良、道路舗装改修、道路環境の維持管理、道路台帳整備	
			4-4-2	都市計画道路の整備	中央通線の整備、中山道整備に対する負担	
			4-4-3	公共下水道（污水）の整備	公共下水道（污水）の建設・維持管理、流域下水道に対する負担	
			4-4-4	雨水排水施設の整備充実	河川の維持管理、公共下水道（雨水）の整備・維持管理	
4-5		防犯・交通・消費者対策の強化	4-5-1	防犯意識の高揚	防犯共助県づくり推進事業への参加	
			4-5-2	防犯施設の整備充実	道路照明灯等の整備	
			4-5-3	交通安全の啓発	交通安全対策の推進	
			4-5-4	交通安全施設の整備充実	交通安全施設の整備	
			4-5-5	安全な消費生活の確保	消費生活相談	
4-6		消防・防災の充実	4-6-1	防災減災意識の高揚	自主防災活動の促進	
			4-6-2	災害時の支援体制の充実	防災拠点施設の整備、防災行政無線のデジタル移行	
			4-6-3	地域防災力の向上	防災訓練の実施	
			4-6-4	消防力の強化	消防団施設・設備の更新、消防団体制の充実	

政策	施策番号	施策名称	基本事業番号	基本事業名称	主な取組	
5 活力あふれるまち	5-1	農業・商業・工業の振興	5-1-1	持続可能な農業経営への支援【重点】	遊休農地活用、新規就農者確保対策	
			5-1-2	付加価値の高い農業の推進	農業ふれあいセンターの維持管理、各種農業の振興支援	
			5-1-3	地域商業の活性化【重点】	中心市街地活性化、住宅改修資金の補助	
			5-1-4	商工業経営の支援【重点】	商工会への支援、起業支援	
			5-1-5	観光の振興	市内経済の活性化につながる観光資源の発掘	
			5-1-6	企業誘致の推進【重点】	広域交通網を生かした企業・店舗誘致	
	5-2	文化財の活用・保護	5-2-1	文化財の調査・研究・保存【重点】	(仮称)埋蔵文化財センターの整備、石戸蒲ザクラ周辺の整備、重要遺跡の保存	
			5-2-2	文化財の普及・啓発・活用	植物文化財の保護管理	
			5-2-3	伝統文化の継承	郷土芸能保存団体への支援、郷土芸能後継者育成	
	5-3	就労対策の充実	5-3-1	勤労者への支援	勤労者住宅資金貸付のあっせん	
			5-3-2	自己研さん機会の提供	各種セミナー・講座の開催	
			5-3-3	雇用・就業者対策の推進	正規雇用促進制度、内職相談、無料職業紹介	
	6 健全で開かれたまち	6-1	市民との情報共有	6-1-1	情報公開の推進	オープンデータの推進
				6-1-2	広報活動の充実	広報紙・議会だよりの充実、ホームページ・SNS等による情報発信
				6-1-3	広聴活動の充実	市長への手紙、インターネットモニター、市民意識調査、ホームページ問合せ
6-1-4				探しやすい市政情報の提供	広報紙・議会だよりの発行、ホームページ・SNS等による情報発信	
6-2		適正な事務の執行	6-2-1	行政情報の適切な管理	情報セキュリティ監査、情報セキュリティ研修	
			6-2-2	適正で公正な契約の執行	制限付き一般競争入札制度の拡充、各種工事の検査の実施	
			6-2-3	適正な会計処理	ネット口座振替受付サービス	
			6-2-4	適正な選挙事務の執行	広報・啓発の推進	
6-3		効果的かつ効率的な行財政運営の推進	6-3-1	成果志向に基づく行政経営の推進	行政評価	
			6-3-2	人材育成の推進と適正な人事管理	人事評価、職員研修	
			6-3-3	健全な財政運営と資産管理【重点】	公共施設等総合管理計画策定、財政計画の策定、行政評価に基づく予算編成、予算案の公開	
			6-3-4	税収の確保	現年課税の納期内納付の推進、口座振替の普及拡大	
			6-3-5	質の高い窓口サービス	行政需要に応じた組織体制の見直し	
	6-3-6		電子自治体の推進	セキュリティ対策の実施		
	6-3-7		広域行政の推進	広域処理の推進		